

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（専用水道の水道技術管理者の資格）</p> <p>第20条 条例第2条第1項第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（6） 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（7）・（8） [略]</p> <p>（9） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（10）・（11） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（専用水道の水道技術管理者の資格）</p> <p>第20条 条例第2条第1項第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（6） 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者<u>（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）</u>については7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（7）・（8） [略]</p> <p>（9） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（10）・（11） [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の水道法施行細則第20条第1項

第9号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。